

PART 2 子どもにかかる

1 出産に「かかるお金」と「もらえるお金」

出産はうれしいライフイベントの一つですが、入院・分娩にはまとまったお金がかかります。ここでは、妊娠・出産でかかるお金ともらえるお金を確認しておきましょう。

出産にはどのくらいお金がかかる？

通常分娩なら分娩費・入院費は自己負担に

出産は病気ではないため、基本的に健康保険の適用外となっています。このため、通常分娩の場合は出産するときの入院費・分娩費などの費用は全額自己負担です。厚生労働省保険局の統計によると、その費用は平均で約51万円とかなり高額になります。

ただし、これはあくまで平均で、入院する病院や病室の種類、分娩方法などによっては、もっとお金がかかるケースもあります。このような出産による経済的な負担を減らすため健康保険や自治体などから「もらえるお金」もあります。

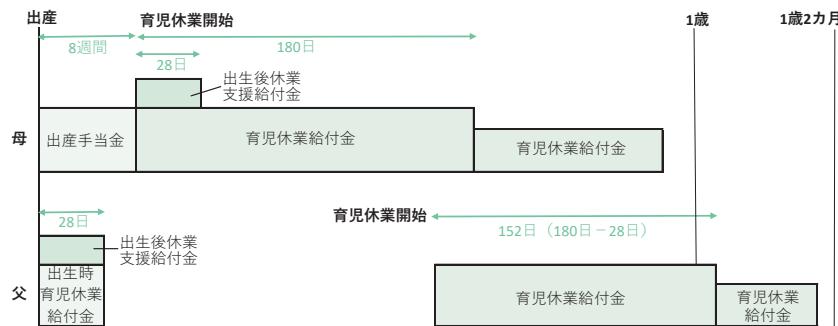
「もらえるお金」を確認しよう

出産時や育児休業中にももらえるお金がある

出産時の高額な出費を補うために、加入している国民健康保険や健康保険などから「出産育児一時金」が支給されます。さらに、働いている女性が産休を取り、その間に給与が出ないときには、健康保険から「出産手当金」が支給されます。また育児休業中は、休業開始時賃金日額の50～67%が「育児休業給付金」として支給されます。さらに2025年4月から両

親ともに14日以上の育児休業を取得した人を対象に「出生後休業支援給付金」が創設されました。休業開始時賃金日額の13%が最長28日間支給され、育児休業給付金と合わせて給与の80%（手取り10割相当）がカバーされます。そのほかに育児のために時短勤務をした人を支援する「育児時短就業給付金」も開始されています。

出産手当金と育児休業給付等の概要



※厚生労働省「2025年4月から『出生後休業支援給付金』を創設します」

お金を知る

PART 1

PART 2

PART 3

PART 4

PART 5

PART 6

PART 7

PART 8

妊娠・出産でもらえるお金

妊娠・出産のときかかる費用を軽減するために、もらえるお金や優遇制度があります。その主なものを以下に紹介しますので、チェックしておきましょう。



妊娠健康診査費用助成

妊娠健診の助成として
平均8万～14万円
(自治体によって異なる)

*母子健康手帳と共に原則14回分の受診票が配布される

出産育児一時金

子ども1人につき50万円

*産科医療補償制度に加入していない医療機関等で
出産した場合は48万8,000円

出産手当金

〈支給額の例〉

標準報酬月額^{※1}が24万円の場合
1日当たり5,333円、総支給額^{※2} 約52万円
標準報酬月額が20万円の場合
1日当たり4,444円、総支給額^{※2} 約44万円

*※1 支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額の平均
*※2 出産予定日に出産し、98日支給された場合
*国民健康保険加入者は支給対象外

育児休業給付金

休業開始時賃金日額×67% (180日まで)
休業開始時賃金日額×50% (181日から)

〈支給額の例〉

休業開始時賃金日額8,000円の人が
300日休んだ場合
支給総額 約144万円
休業開始時賃金日額6,667円の人が
300日休んだ場合
支給総額 約120万円

*一定の事由により、最長2歳の誕生日前々日まで給付される
*支給対象期間中に賃金が支払われる場合、その額によって支給額の減額や支給されないことがある

出生時育児休業給付金

産後パパ育休取得者^{※1}に
休業開始時賃金日額×67% (28日まで)

〈支給額の例〉

休業開始時賃金日額1万円の人が28日休んだ場合
支給総額 約19万円

*産後8週までの期間に、4週間(28日)以内の「出生時育児休業」を取得した人

出生後休業支援給付金

対象期間^{※1}内に両親がともに14日以上の
育児休業を取得した場合、父・母にそれぞれ給付

〈支給額の例〉

休業開始時賃金日額1万円の父
支給総額 約4万円 (28日)
休業開始時賃金日額8,000円の母
支給総額 約3万円 (28日)

*対象期間は、産後休業をしていない場合は原則8週間、
産後休業をした場合は16週間

育児時短就業給付金

2歳未満の子のために時短勤務^{※1}をした場合

育児時短就業中に
支払われた賃金の 10%相当額

(支給限度額45万9,000円^{※2})

*※1 育児休業から引き続いて時短勤務を開始した場合、または時短開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月ある場合が対象
*※2 賃金と支給額の合計が支給限度額を超えないように調整(2025年4月現在)

児童手当

子ども1人につき

●第一子、第二子

3歳未満 1万5,000円/月

3歳以上高校生年代まで 1万円/月

●第三子以降[※]

3万円/月

*第三子以降は、一番年長の子や制度に該当する高校生年代の子からではなく、大学生年代(22歳の年度末)の子からカウントする

子どもにかかる
お金を知る

2 教育費の目安と 教育資金づくり

子どもの教育費は老後資金、住宅購入と並んで人生の3大支出といわれています。かかる金額の目途を立て、備え方を考えておきましょう。

子どもの教育費はどのくらいかかる?

かかる教育費は進学プランで変わる

次ページの表は、幼稚園から大学までの子どもの教育費の目安をまとめたものです。これを見てもわかるように、すべて公立を選んだ場合でも、トータルで約850万円の教育費がかかることがあります。また、すべて私立を選んだ場合は、約2,500万円の費用がかかることになるのです。

ただし、これはあくまで子どもが1人の場合の金額で、子どもが2人以上いる場合は、その分の教育費が必要になります。また、子どもがどのような進

学先を選ぶかによって教育費の総額は変動しますので、少しでも早くプランを立て、かかる費用を想定しておくとよいでしょう。



教育費は計画的に用意しよう

子どもが中学生になるまでが、教育費のためどき

このように、教育費は総額で1,000万円を超える可能性もあります。この金額をすべて家計費から貯るのは難しいため、できるだけ計画的に貯蓄で備えておくことが大切といえるでしょう。

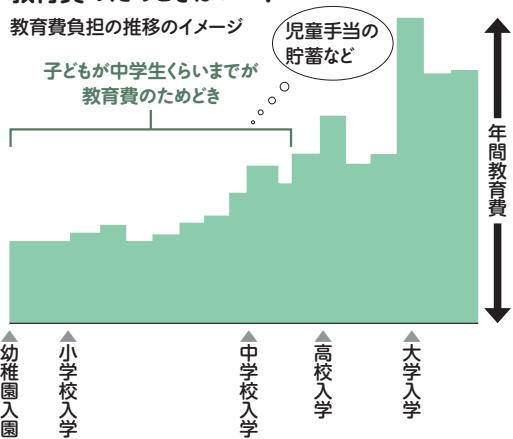
右の図は、子ども1人当たりの教育費負担の推移をイメージしたものです。これを見るとわかるように、中学校卒業までは教育費負担が比較的少ないので、高校入学あたりからは負担が一気に膨らみます。子どもが中学生くらいまでが教育費のためどきとなりますので、この時期に前もって高校・大学のための教育費をためることを心がけましょう。

例えば、誕生から中学までの15年間の児童手当を貯蓄すると、約200万円の貯蓄ができます。

教育費のためどきはいつ?

教育費負担の推移のイメージ

子どもが中学生くらいまでが
教育費のためどき



子どもの進学プランとかかる費用を考えよう

かかる教育費は、公立に行くのか、私立に行くのかで大きく異なります。
子どもの希望を聞きつつ、進学プランとかかる費用を考えていきましょう。

●子どもの教育費の目安

	公立	私立
幼稚園(3年)	約55万円	約104万円
小学校	約202万円	約1,097万円
中学校	約163万円	約468万円
高校	約179万円	約309万円
大学	約246万円	約519万円
<参考> 大学院(修士2年)	約138万円	約207万円

※幼稚園・小学校・中学校・高校：文部科学省「子供の学習費調査(令和5年度)」。学校教育費・学校給食費・学校外活動費含む
※大学(公立)・大学院(公立)：文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」

※大学(私立)・大学院(私立)：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」

なお、大学院(私立)は、博士前期課程から算出している

※大学院：専門職学位課程(法科大学院等)は含まれていない

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料は、無償化されている(幼稚園については月額上限2万5,700円)

高校の授業料は所得によらず上限年11万8,800円が支給される。私立高校等は所得により加算があり、上限年39万6,000円が支給される



子どもの進学プランが見えてきたら、
公(公立)か、私(私立)かを丸で囲んで、
上の教育費の目安を参考に、
かかる教育費を見積もってみましょう。

DL

教育費を見積もってみよう

記入してみましょう



	第一子	第二子	第三子
幼稚園	(公・私) 万円	(公・私) 万円	(公・私) 万円
小学校	(公・私) 万円	(公・私) 万円	(公・私) 万円
中学校	(公・私) 万円	(公・私) 万円	(公・私) 万円
高校	(公・私) 万円	(公・私) 万円	(公・私) 万円
大学	(公・私) 万円	(公・私) 万円	(公・私) 万円
合計	万円	万円	万円
	教育費合計		万円

3 それでも教育費が準備できないときは?

前もって教育資金づくりをしても目標額に届かないときには、奨学金や教育ローンを利用するという方法もあります。

奨学金や教育ローンを検討するなら

親が借りる教育ローンと子どもが借りる奨学金

教育費は事前に積み立てなどで備えておくのが基本ですが、かなり前から備えていても、目標の教育費に届かないというケースがあります。そんなときは、奨学金、公的・民間の教育ローンなどを利用して教育費を調達するのも選択肢の一つです。

検討する順としては、まず奨学金です。所得条件や成績条件が合わず奨学金が借りられなかったときは、公的教育ローン、最後に民間教育ローンという流れが一般的です。給付型でない奨学金や教育ロー

ンは借金になりますので、返済の見通しを立てつつ、計画的に利用することが大切です。

教育費の準備を検討する順番

まずは、給付型の奨学金から探し、次に貸与型を検討し、その後、公的教育ローン、民間教育ローンの順番で検討。



奨学金を利用する

様々な種類の奨学金の特徴をチェックしよう

日本学生支援機構の貸与奨学金には無利子で借りられる第一種奨学金と、年利3%が上限で利子がつく第二種奨学金の二つがあり、第一種は第二種に比べて選考基準が厳しくなっているのが特徴です。親が借りる教育ローンと異なり、学生である子どもが

借りることになります。初回振り込みは入学後になるため、入学金や前期納付金の入金に間に合わない点には注意しましょう。返済義務のない給付型奨学金は日本学生支援機構のほか、大学独自で取り扱うところも増えています。

主な奨学金の種類

※日本学生支援機構のホームページ内「奨学金」→「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」で情報を探してみる

日本学生支援機構の奨学金	タイプ		特徴	
	第一種奨学金 (無利子貸与)	貸与		
		年利3%が上限で利子がかかる奨学金(在学中は無利子)。複数の中から月の貸与金額を選択ができる、選考基準は第一種奨学金より緩やか。		
地方自治体の奨学金制度*	給付奨学金	給付	返済が不要の奨学金。経済的に困難な状況にある学生に対する支援。2025年度から、多子世帯(扶養する子どもが3人以上いる世帯)は所得制限なく、大学授業料等を上限額まで減免。	
	貸与・給付	都道府県や市町村が独自に行う奨学金制度で、奨学金を支給する地方自治体に本人が住んでいるか、本人の出身地であるか、保護者が住んでいることなどが利用条件。利用条件や金額は各自治体によって異なる。		
大学独自の奨学金制度*	貸与・給付	各大学が独自で行っている奨学金制度。利用条件や金額は各大学によって異なる。最近は返済の必要がない「給付型」も増えてきている。		

公的教育ローンや民間教育ローンを利用する

まずは公的教育ローンから検討しよう

教育ローンには、公的教育ローンと民間教育ローンがあります。

公的教育ローンは日本政策金融公庫が取り扱う「教育一般貸付（国の教育ローン）」と呼ばれるもので、借入可能額は学生1人につき350万円（一定の条件に該当する場合や海外留学資金は450万円）まで。固定金利タイプで金利も低めなほか、日本学生支援機構の奨学金と併用することもできます。

ただし、公的教育ローンには所得制限があるため、利用できないケースもあります。そのようなときは、銀行など民間の金融機関が取り扱う民間教育ローンを検討しましょう。各金融機関で融資条件は異なりますので、よく比較したうえで選んでください。



主な教育ローン

特徴	
公的教育ローン	日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）で、親が借り手となる。使える用途が入学会、授業料、アパート家賃など幅広いのが特徴。一年中いつでも申し込みが可能で、申し込みから20日程度で入金される。
民間教育ローン	銀行、ろうきん、JAなどが取り扱う教育ローン。借入条件や借入金額の上限、適用金利は取扱金融機関によって異なる。

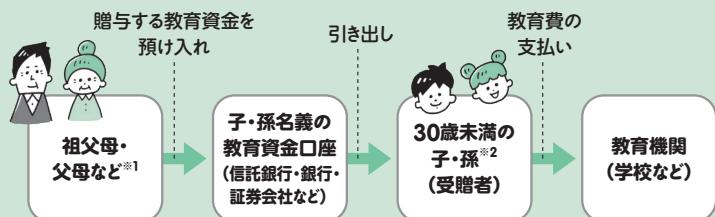


POINT

- 奨学金には貸与型と給付型の二つのタイプがある。
- 地方自治体や大学独自の奨学金もチェックしよう。
- 教育ローンを借りるなら、金利などの条件を比較して選ぼう。

祖父母などからの教育資金の一括贈与が1,500万円まで非課税になる制度

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」として、2026年3月末まで、父母や祖父母から30歳未満の子や孫への教育資金の贈与が、贈与を受ける受贈者1人につき1,500万円まで非課税になります。贈与の際は、子・孫名義の教育資金口座に預け入れが必要など、いくつか条件があります。



※1 期間中に贈与者が死亡した場合、贈与を受ける子や孫が23歳未満などを除き相続税の対象となる

※2 子・孫が30歳到達時に口座に残ったお金には原則贈与税がかかる

(注1) 贈与を受ける子・孫の前年の所得が1,000万円超の場合は対象外

(注2) 習い事にかかる費用は500万円までは対象になるが、23歳以上の人には原則対象外